

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【公開番号】特開2000-204023(P2000-204023A)

【公開日】平成12年7月25日(2000.7.25)

【出願番号】特願平11-4889

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/075

A 6 1 K 7/08

C 1 1 D 1/10

C 1 1 D 3/37

【F I】

A 6 1 K 7/075

A 6 1 K 7/08

C 1 1 D 1/10

C 1 1 D 3/37

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月21日(2003.11.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

油剤を2~20重量%含有することを特徴とする、請求項1~3の何れか一項に記載の洗浄料組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(2) 本発明の洗浄料組成物

本発明の洗浄料組成物は、上記N-[3-アルキル(C10~C20)オキシ-2-ヒドロキシプロピル]-L-アルギニン及び/又はその塩を3~20重量%含有するものである。ここで、洗浄料組成物としては、洗浄の際に使用される組成物を意味し、例えば、リンス、シャンプー、ヘアコンディショナー、ヘアパック、石鹼、洗顔料、ボディーシャンプー等が好ましく例示できる。これらの内では、リンス又はシャンプーに含有せざることが、本発明の効果が如実に発揮されるので特に好ましい。本発明の洗浄料組成物に於いては、上記必須成分以外に、通常洗浄料で使用させる任意成分を含有することが出来る。この様な任意成分としては、例えば、ワセリンやマイクロクリスタリンワックス等のような炭化水素類、ホホバ油やゲイロウ等のエステル類、牛脂、オリーブ油等のトリグリセライド類、セタノール、オレイルアルコール等の高級アルコール類、ステアリン酸、オレイン酸等の脂肪酸、グリセリンや1,3-ブタンジオール等の多価アルコール類、非イオン界面活性剤、アニオン界面活性剤、カチオン界面活性剤、両性界面活性剤、エタノール、カーボボール等の増粘剤、防腐剤、紫外線吸収剤、抗酸化剤、色素、粉体類等が好ましく例示できる。これらの中で特に好ましいものは、カチオン化セルロースやカチオン化グアガムの様な高分子多糖類にカチオン基を導入したカチオン性高分子である。これは、しつ

とり感やなめらかさを更に向上しうるからである。この様なカチオン性高分子の中では、カチオン化セルロースとカチオン化グアガムが特に好ましい。このカチオン性高分子の本発明の洗浄料組成物に於ける好ましい含有量は、0.001～1重量%であり、更に好ましくは0.05～0.5重量%である。又、本発明の洗浄料組成物では、シリコーンや高級アルコールなどの油性成分を含有させることも好ましい。これは、本発明の洗浄料の特性として、上記の如くに、高濃度の油性成分を含有させても洗浄性や使用感に好ましくない影響の発現を抑制することがあるからである。従って、この様な油性成分を含有させることにより更にしつとり感やなめらかさを向上させることが出来るからである。これら油性成分の好ましい含有量は2～20重量%であり、更に好ましくは5～15重量%である。